

陳情第4号	受理年月日	令和3年2月10日
付託委員会	総務財政委員会	
件名	公衆電話の設置基準に関する意見書の提出について	
要旨	<p>公衆電話は、近年、単体ではほとんど使われなくなり、コンビニからも姿を消している。</p> <p>なお、この公衆電話は通信事業者のユニバーサルサービス料から維持費が出ているものである。</p> <p>今回、このユニバーサルサービス制度の一環として維持されている公衆電話の設置基準を明確にし、そこにAEDを設置するなど、急患や災害時の地域対応力の底上げを願う。</p> <p>については、下記のとおり、国に対し、意見書を提出していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>日本のユニバーサルサービス制度で設置している公衆電話について、法令による設置基準を設けること。また、設置基準は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各地区単位で1つは設置すること。</li> <li>2 電話機は通貨と電子カードで使用できる仕様とすること。</li> <li>3 電子電話帳（もしくは電話帳）を設置すること。</li> <li>4 防災用としてAEDを同時に設置すること。</li> <li>5 災害時には、Wi-Fi等での無償接続が可能な仕様とすること。 （通常時は、場所により有償でのWi-Fi接続が可能な仕様とすること。）</li> <li>6 故障時には、速やかに修理すべきであること。</li> </ol>	